

令和5年11月以降に出産する、羽咋市国民健康保険被保険者の方へ

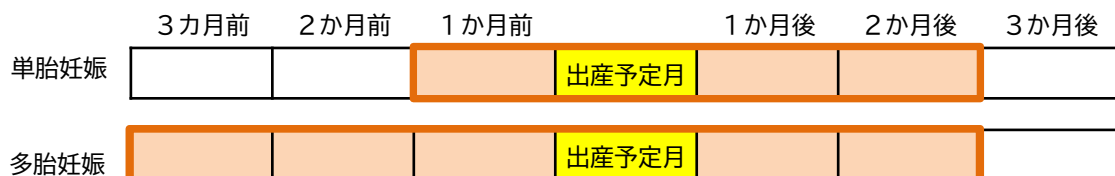
令和6年1月から産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の、羽咋市国民健康保険被保険者の方。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除期間

- 対象となる方の、保険税の所得割額と均等割額から、産前産後期間相当分※が減額されます。
※**単胎妊娠**の場合 出産予定月（または出産月）の前月から**4カ月相当分**
※**多胎妊娠**の場合 出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から**6ヶ月相当分**



- 軽減の対象となるのは、産前産後期間のうち**令和6年1月以降の保険税**です。

例：令和5年11月に出産（単胎）した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



届出に必要な書類

- ① 「産前産後期間に係る保険税軽減届出書」
- ② 出産予定日・出産日を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ③ 単胎妊娠・多胎妊娠の別を確認することができる書類（母子健康手帳など）
出産育児一時金の支給等により出産の事実が確認できる場合、届出は不要です

届出先

羽咋市役所 市民窓口課国保年金医療係 TEL0767-22-7194